

告 示 第 4 9 1 号

令和 6 年 4 月 1 0 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

指導監査支援システムハード機器の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札について
(公告)

指導監査支援システムハード機器の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項及び第 1 6 7 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務の概要

指導監査支援システムハード機器の賃貸借業務

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで

準備期間 契約締結の日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで

履行期間 令和 6 年 6 月 1 日から令和 1 1 年 5 月 3 1 日まで（6 0 月）

（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3 の規定に基づく長期継続契約
）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) この公告の日から入札参加資格申請の受付期限の日までにおいて、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 1 1 年 4 月 1 6 日制定）及び鹿児島市物品購入

等有資格業者の指名停止等に関する要綱（平成8年5月28日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされている者を除く。）でないこと。
- (9) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「10 物品の賃貸借」のうち小分類「01 電算・事務機器賃貸借」に登録があり、指名競争入札参加資格を有する者であること。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISMS適合性評価制度認証を取得している者であること。
- (11) 令和3年度以降に、国又は地方公共団体が行う本業務と類似の業務の受注実績があること。

3 受付要領

- (1) 申請書の受付期間
この公告の日から令和6年4月30日（火）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 申請書の受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 申請書交付場所、提出場所及び問い合わせ先
鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部指導監査課（本館3階）
電話 099-216-1240

4 提出書類

- (1) 指導監査支援システムハード機器の賃貸借契約に係る制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
- (2) 業務実績調書（様式あり）

- (3) 市税に滞納がないことの証明書（この公告の日以降に発行されたもの。猶予を受けている場合は、猶予を受けていることが確認できる証明書類）
- (4) 機器が仕様条件を満たしている旨を記載した機能証明書
- (5) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定する I S M S 適合性評価制度認証を取得していることを証明する書類の写し

5 注意事項

提出書類は、提出日現在で作成すること。

6 仕様書の閲覧及び質疑応答

- (1) この契約の仕様書（以下「仕様書」という。）は、この公告の日から令和6年5月13日（月）までの間、鹿児島市健康福祉局健康福祉推進部指導監査課（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び本市ホームページ（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において閲覧に供する。
- (2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールの送信により行わなければならない。
 - ア 受付期間及び受付時間
この公告の日から令和6年4月30日（火）正午まで
 - イ 受付電子メールアドレス
shidou-houjin@city.kagoshima.lg.jp
 - ウ 質問書様式交付場所
本市ホームページにおいて入手することができる。
- (3) (2)に対する回答は、質問を受け付けた日の翌日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）から令和6年5月13日（月）までの間、本市ホームページ上に掲載する。

7 入札参加資格の審査及び通知等

入札参加資格は、提出された書面により審査し、その結果は令和6年5月7日（火）までに通知する。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札決定の日までにおいて、本市からの指名停止を受けている者については、落札者とならない。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月13日(月)午後2時から

(2) 場所

鹿児島市役所本館3階301会議室

11 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

12 最低制限価格

設定しない。

13 郵便及びファックスによる入札

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額(現行の消費税率10パーセントで積算し、設定した金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14 開札

即時開札

15 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札

エ 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
- (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、当該契約に係るその後の再度の入札には参加することはできない。
- (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 6 予算の減額又は削除に伴う解除等

この入札は、地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札であり、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、市は、本契約を変更又は解除することができる。なお、この変更又は解除に伴い損害が生じたときは、市は損害賠償の責めを負うものとする。